○須高行政事務組合一般職の職員の格付、初任給、昇格、昇給等に関する規則

（令和５年３月29日規則第８号）

（趣旨）

第１条　この規則は、須高行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例（令和５年条例第１号）第２条の規定に基づき、須坂市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年須坂市条例第27号）第８条の規定により、職員の格付、初任給、昇格、昇給等に関し必要な事項について定めるものとする。

（職員の格付、初任給、昇格、昇給等）

第２条　職員の格付、初任給、昇格、昇給等については、須坂市一般職の職員の格付、初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和34年須坂市規則第10号）の例による。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。